

平成27年3月3日

資源エネルギー庁

サービスステーション（SS）過疎地問題に対応するため

SS過疎地対策協議会を設置します

経済産業省は、燃料供給不安地域における石油製品の安定供給に向けて、石油元売会社、販売事業者、業界団体と共にSS過疎地対策協議会を設置します。協議会は、地域コミュニティに不可欠なインフラであるSSの機能を地域住民・自治体が一体となって維持する取組をサポートします。

全国のサービスステーション(SS)数は、ガソリン需要の減少、後継者難等により減少し続けています。これに伴い市町村内のSS数が3カ所以下の地域も増加しており、2014年3月末時点で265カ所となっています。

これらの地域のうち、近隣にSSがない住民にとっては、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への冬場の灯油配送などに支障を来すといった、いわゆる「SS過疎地問題」の顕在化が懸念されています。

地域においては、人口減少に直面するなかで、自治体が地域の特性を踏まえた地域の将来像を認識し、その実現に向け取り組むことが期待されており、そうした地域の取組に石油業界や国が的確に協力することが求められます。

今般、石油元売各社、全国農業協同組合連合会、石油連盟、全国石油商業組合連合会（各都道府県石油商業組合）及び国は、SS過疎地対策協議会を設置します。

協議会では、地域における燃料供給不安の解消に向け努力する自治体・地域住民等に向けて、SS過疎地対策の必要性の発信、当該地域における持続可能な石油製品の供給体制構築のための相談窓口の設置、地域の実情に応じた対策のコーディネートを行うほか、更に各主体がそれぞれの役割に応じて取組を推進していきます。

（本発表資料のお問い合わせ先）

資源エネルギー庁 石油流通課長 山本

担当者：森川、市川

電話：03-3501-1511（内線 4661）

03-3501-1320（直通）

ＳＳ過疎地対策協議会の設置について

平成２７年３月
経済産業省

Ⅰ．ＳＳ過疎地対策協議会設置の趣旨

全国のサービスステーション（ＳＳ）数は、ガソリン需要の減少、後継者難等により減少し続けている。これに伴い市町村内のＳＳ数が３カ所以下の地域も増加しており、２０１４年３月末時点で２６５カ所に及んでいる。これらの地域のうち、近隣にＳＳがない住民にとっては、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への冬場の灯油配送などに支障を来すといった、いわゆる「ＳＳ過疎地問題」の顕在化が懸念されている。

ＳＳ過疎地においては、一般的に石油元売会社や石油製品販売事業者による通常のビジネスベースでは事業採算が困難なケースが多く、これを放置すると今後更にＳＳ過疎地が増大し、ひいては多くの地域において石油製品の安定供給に支障が生じるおそれがある。

地域においては、人口減少に直面するなかで、自治体が地域の特性を踏まえた地域の将来像を認識し、その実現に向け取り組むことが期待されており、そうした地域の取組に石油業界や国が的確に協力することが求められる。具体的には、石油元売会社、石油製品販売事業者及び国は、地域における石油製品の安定供給に係る要請に応じていくとともに、地域住民・自治体が一体となってその地域コミュニティに不可欠なインフラであるＳＳの機能を維持することをサポートしていくことが不可欠である。

このため、石油元売各社、全国農業協同組合連合会、石油連盟、全国石油商業組合連合会（各都道府県石油商業組合）及び国は、ＳＳ過疎地対策協議会を設置し、地域における燃料供給不安の解消に向け努力する自治体・地域住民等に向けて、以下に示すようにＳＳ過疎地対策の必要性の発信、当該地域における持続可能な石油製品の供給体制構築のための相談窓口の設置を行うほか、更に各主体がそれぞれの役割に応じて以下の取組を推進していく。

Ⅱ．メンバー

- （石油元売会社）出光興産株式会社、EMG マーケティング 合同会社、エフエス石油株式会社、コスモ石油株式会社、JX 日鉱日石エネルギー株式会社、昭和シェル石油株式会社、太陽石油株式会社
- （団体等）石油連盟、全国石油商業組合連合会（各都道府県石油商業組合）、全国農業協同組合連合会
- （国）経済産業省資源エネルギー庁
- （オブザーバー）総務省・消防庁

Ⅲ. ＳＳ過疎地対策協議会におけるアクションプラン

1. 総合的なＳＳ過疎地対策相談窓口の設置

ＳＳ過疎地問題を認識していながらも、これに対応するための専門的な知見を必ずしも有していない、又は、ＳＳ過疎地問題が近い将来見込まれながらも未だ問題を認識していない自治体等に対して、当該地域における持続可能な燃料供給拠点の構築に係る総合的な相談窓口を設ける。

相談内容はＳＳ過疎地対策協議会内で共有し、関係者による適切な支援の枠組みを構築するなど、ＳＳ過疎地対策協議会のプラットフォームとしての機能の発揮につなげる。

（設置主体）

- ・資源エネルギー庁

2. 各主体における取組

協議会における各主体の特性を踏まえ、当面、以下の取組をＳＳ過疎地対策協議会のもと各主体が実施。

（１）行政

- ・資源エネルギー庁

①自治体・地元関係者に対する説明会の実施

主に自治体向けに、ＳＳ過疎地問題に係る現状、課題、関連支援措置等に関する説明会を開催する。

②ＳＳ過疎地の多角的把握に向けたシステム開発

現在、市町村内のＳＳ数が３カ所以下の地域をＳＳ過疎地の一つの目安としているが、燃料供給不安の実態を精査し、更に多面的にＳＳ過疎地を抽出することができるよう、道路距離等に応じたＳＳの立地状況を検索できるシステムを開発する。

③実証事業に対する支援

意識と意欲のある自治体等の関与のもと、地域における持続可能な石油製品供給体制の構築に向けた仕組みの構築に係る実証事業を行う際に、事業者、自治体等を支援する。

- ・総務省、消防庁及び関係省庁

総務省及び消防庁はオブザーバーとして、自治体、町村会等関係団体への情報提供、意見交換を円滑に行うためのサポートや関連法令、制度面からのアドバイス等を行う。また、今後必要に応じ関係省庁の参画を得る。

（２）石油元売各社・全国農業協同組合連合会

①系列等を通じたＳＳ過疎地の実態把握、地域住民・地域事業者・自治体との対話

系列等を通じ、ＳＳ過疎地の実態を把握し、取組が必要な地域に対しては積極的に地域住民、地域事業者、自治体との対話、取組を進める。

②系列等に対する経営指導・運営ノウハウの提供等

従前より取り組んでいる系列等に対する経営指導や運営ノウハウの提供等についてＳＳ過疎地の特性を踏まえつつ、継続・充実を図る。

（３）石油連盟

①ＳＳ過疎地に係る詳細実態調査

国、全国石油商業組合連合会とも協力し、平成２６年度に行った自治体アンケートをもとに、問題意識を有している複数の自治体に対して、個別地域の実態（具体的な問題等の発生状況、住民の購買活動、給油行動、事業者の経営状況等）の詳細についてモデル的に調査を行う。

②地域住民、地域事業者、自治体向けにＳＳ過疎地問題に対する取組促進のためのシンポジウム、セミナー、意見交換会を開催又は開催をサポートする。

③新技術等に関する検討会の設置

ＳＳ過疎地において、安全の確保を前提とした新技術や運営オペレーション等と関連法令等との関係について実務的な確認及び課題抽出を行い、これを解決するための技術的な方策を検討する場を設置する。

（４）全国石油商業組合連合会（各都道府県石油商業組合）

①地域におけるＳＳ過疎地の実態把握、地域住民・地域事業者・自治体との対話

組合員を通じ、ＳＳ過疎地の実態を把握し、取組が必要な地域に対しては積極的に地域住民、地域事業者、自治体との対話、取組を進める。

②地域における取組の連携支援

上記の取組に関して、事業者間での連携、自治体及び地域住民との間での連携を支援する。

Ⅳ．今後のスケジュール

- | | |
|---------|---|
| 平成２７年３月 | ・ ＳＳ過疎地対策協議会の設置
・ ＳＳ過疎地問題に係る総合窓口の設置 |
| ３月～ | ・ 新技術等に関する検討会の設置
・ ＳＳ過疎地に係る詳細実態調査 |
| ４月～ | ・ 自治体等関係者向け説明会・シンポジウム等の開催
・ 相談案件等のフォロー・サポート
・ 実証事業支援対象の選定 |

ＳＳ過疎地対策協議会における相談窓口設置について

平成２７年３月

資源エネルギー庁石油流通課

ＳＳ過疎地対策協議会において、ＳＳ過疎地問題を抱える自治体等から広く相談を受け付ける体制を整備するため、資源エネルギー庁に「ＳＳ過疎地対策相談窓口」を設置する。

具体的には、ＳＳ過疎地問題を抱えている、又は今後、対応を考えている自治体等からの御相談、御質問等に対応するとともに、これをＳＳ過疎地対策協議会へ情報共有、ＳＳ過疎地問題への取組に意識と意欲の高い自治体に対しては、案件に応じて本協議会のメンバーが有する知見やノウハウを生かした課題解決に向けたアドバイス、サポートを行う。また、ここで得た新たなビジネスモデル事例を蓄積し他事例への対応にも活用していく。

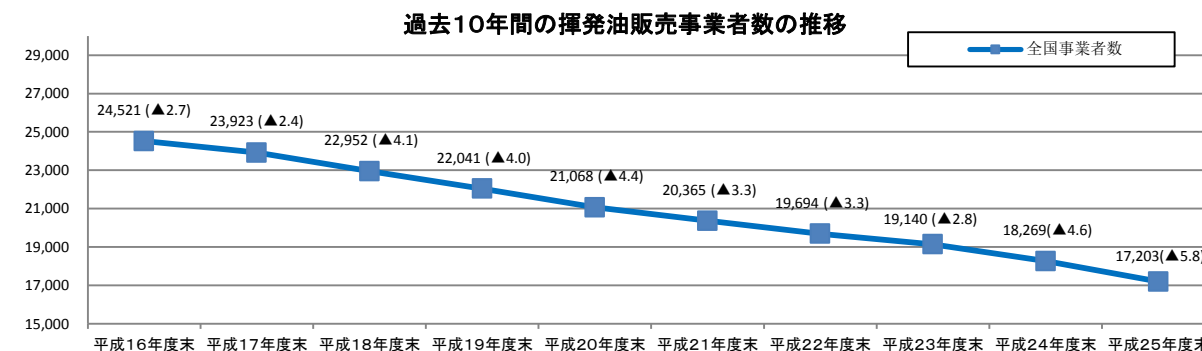
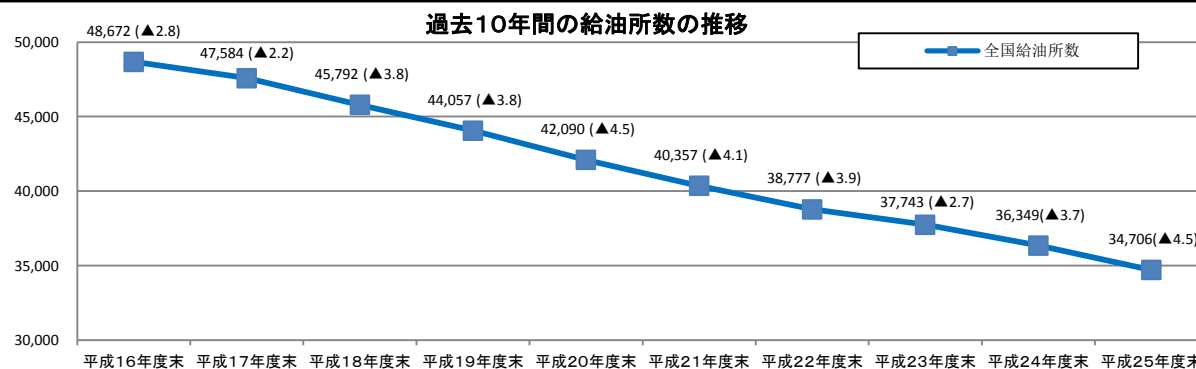
なお、自治体等への周知については、プレス発表のほか、今後、資源エネルギー庁が実施する説明会や自治体関連団体等への説明を通じて行う。

ＳＳ過疎地対策相談窓口

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課内

電話：０３－３５０１－１３２０

- サービスステーション（SS）数は、ガソリン需要の減少、低収益構造、後継者難等により減少傾向。
- 域内にSSが3カ所以下の自治体は265/1719市町村。自動車のガソリンや農業機械の軽油などの給油や、高齢者への冬場の灯油配送などに支障を来すといった、「SS過疎地問題」が顕在化。
- エネルギー基本計画で、SSを災害時におけるエネルギー供給の「最後の砦」と位置付け。



SS数が3カ所以下の市町村数

SS数が0カ所:8町村、SS数が1カ所:63町村、SS数が2カ所:81町村、SS数が3カ所:113市町村。265/1,719市町村(平成26年3月末時点)

■民間事業者やJAの撤退により、既に安定的な燃料供給の継続が深刻な地域においては、自治体や地域住民が地域のSSを守るために、主体的に取り組む事例が増加。これまでに国も設備の設置補助や実証事業の支援を実施。

自治体の取組

➤ 自治体が主体的に経営	愛知県 豊根村	閉鎖SSを村が買い取り、運営を地元の第三セクターに管理委託(平成17年)
➤ 自治体が事業者に補助	福島県 檜枝岐村	村民の要望を受け、村がガソリン等の仕入価格の10%を補助することで、SSが閉鎖を撤回して事業を継続(平成21年)
➤ 地域住民が主体的に経営	群馬県 みなかみ町	SSの撤退に際して地元の観光業者等で作る合同会社が事業を継承(平成24年)

国の支援措置

○平成23年度から平成25年度において、燃料供給システムに係る実証事業(全国9カ所)を実施

大宮地区燃料安定供給対策事業(平成23年度)

(高知県四万十市西土佐大宮地区)

地域におけるSSの撤退を受け、住民による出資企業((株)大宮産業)が運営するSSが宅配サービスや商品ポイント制度の導入、施設配置の改善等の実証事業を実施。

自治体:住民福祉向上やライフライン確保等に係る政策との調整、関係者間の意見集約等
地域住民:事業者への出資

J A:資材や燃料等の調達、サービスに係るアドバイス等
商工会:販売経営に関する情報提供・アドバイス等

○自治体における新たな取組

青森県五戸町では、過疎地域自立促進計画において、当該地域における燃料の安定供給を図るためSSの整備・維持を位置付け(平成26年12月10日)。今後、事業計画に具体的な給油所維持に関する取組が追加された場合、過疎事業債の充当が可能。

(以下、該当部分抜粋)

第4 生活環境の整備 2 その対策(6)その他関連施設

給油所は自動車の燃料だけでなく、暖房用の燃料供給拠点でもある。特に配達に頼る高齢者等、冬期における生活環境への影響は大きいと考えられ、地域の活力を失わせないためにも、生活インフラの不足と一体で対応を考え、給油所の維持に取り組む。

○平成26年度から補助率の引き上げ

平成26年度から過疎法に基づく過疎地域自立促進市町村計画等に、SSの整備を位置付けるなど、自治体との連携強化を要件として、地下タンク入換費用、ダウンサイジング(簡易計量器の設置等)費用に係る補助率引き上げ2/3→3/4

※自治体所有の場合はいずれも補助率10/10とする。

過疎地における安定供給



需要動向に応じたダウンサイジング



・簡易計量器の設置等

今後更にSS過疎地の増大が見込まれることから、更なるSS過疎地対策に係る取組を加速させることが必要不可欠。

今後のSS過疎地対策について①

○SS過疎地では、石油製品の市場構造問題が深刻化している一方で、SSの機能が地域コミュニティにとって不可欠なものとの認識が高まっているなか、「総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会」の中間報告では、SS側が地域の要請に自覚をもって応えていくための経営努力を行うことに加え、地域住民・自治体が一体となってその地域コミュニティに不可欠なインフラであるSSの機能を維持することをサポートしていく必要があるとされている。

○このため、自治体、地元関係者の連携を視野に石油元売各社、販売事業者、業界団体及び国において、それぞれの役割に応じた取組を実施するとともに、自治体、地域住民に対する取組の働きかけを行っていく。

今後のSS過疎地対策の基本的な考え

国

燃料の安定供給、地方創生の観点から事業者・自治体に対する政策支援を実施

自治体・地域住民

地域コミュニティに不可欠なインフラの維持の観点から地域政策としての取組の推進

石油元売、販売事業者、業界団体

エネルギー安定供給に係る地域の要請等に対して事業者として応える観点から更なる経営努力、運営の工夫等を推進、自治体等の取組への協力

ビジネスベースで存続が難しい過疎地におけるSSの機能の維持・強化を推進するためには、各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携して取り組むことが不可欠

SS過疎地対策協議会の設置

SS過疎地対策を推進するため、国、石油元売会社、石油商業組合など業界団体等で組織する協議会を設置。自治体・地域住民に対して各メンバーによるSS過疎地対策に対する取組を広く発信し、地域による取組を働きかけるとともに、地域の実情に応じたSS過疎地対策のコーディネートを行い、地域とともに取組を推進するプラットフォーム機能を担う。

(メンバー)

石油元売各社、全国農業協同組合連合会、石油連盟、全国石油商業組合連合会(各石油商業組合)、国(資源エネルギー庁、(オブザーバー:総務省、消防庁))

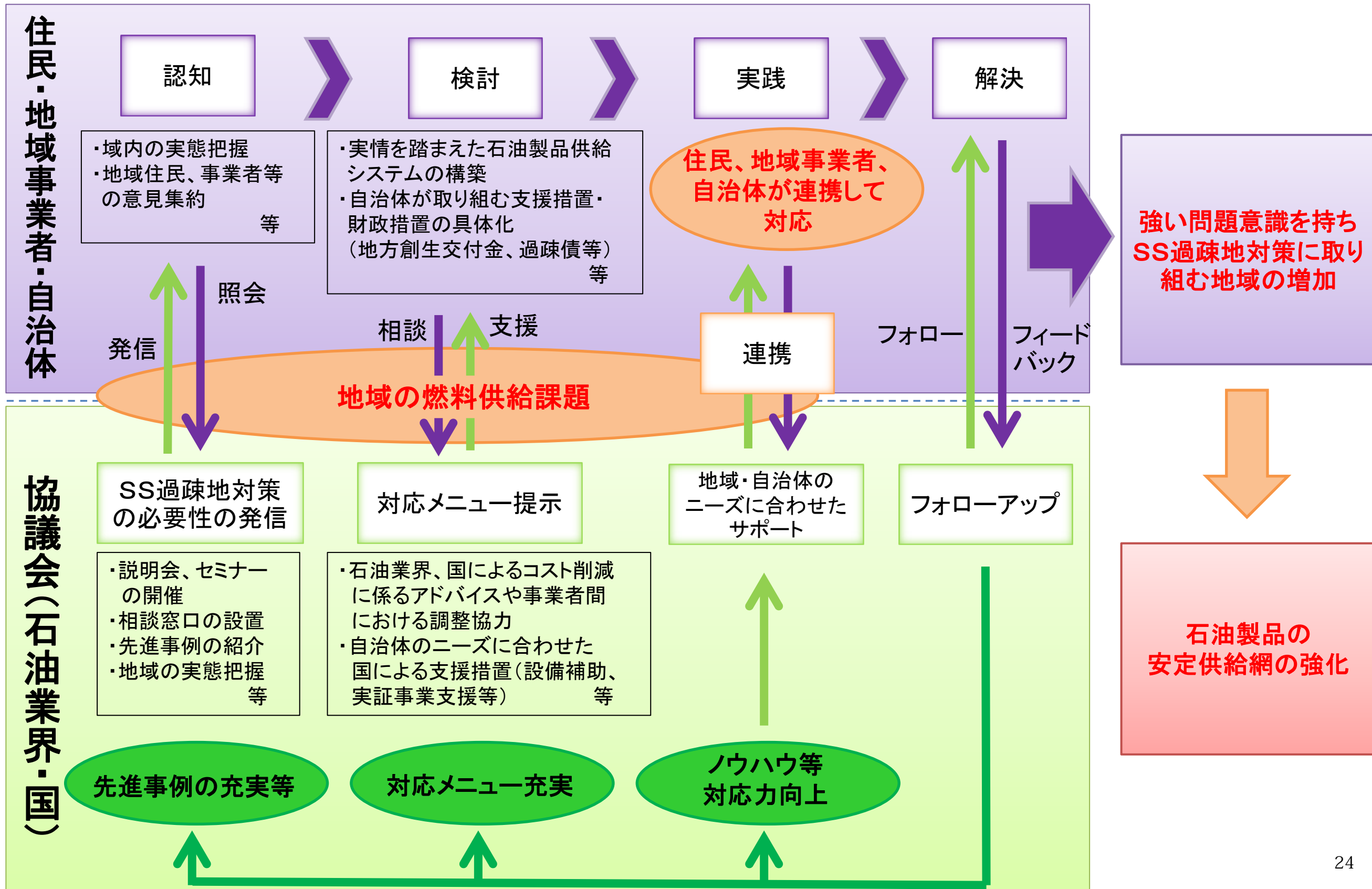
(機能)

各メンバーの取組の共有・フォローアップ

自治体等に向けた情報発信

SS機能維持に係る支援体制のコーディネート

SS過疎地対策の進め方



「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

まち・ひと・しごと創生本部 「地方版総合戦略」等の策定等に関する説明会資料抜粋

中山間地域等において、生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)を形成し、持続可能な地域づくりを推進

地域における取組例

【施設の集約】

○廃校舎等の既存公共施設を活用して行う施設の集約・再構築、「道の駅」における地域拠点機能の強化

【交通・輸送や買物機会の確保】

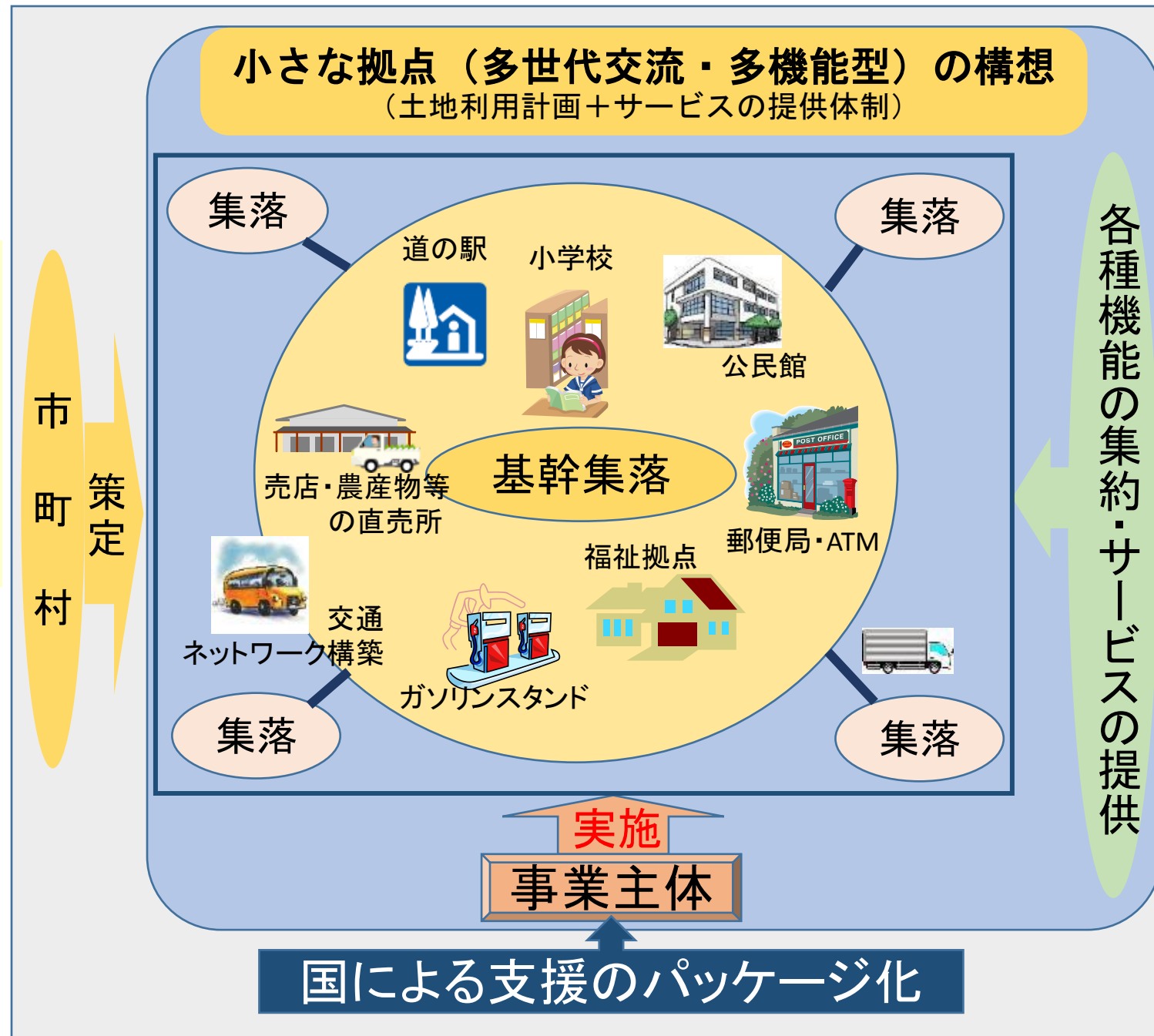
○コミュニティバスやデマンド交通等による移動手段の確保や、宅配などの買物支援サービスの維持・改善

【燃料の供給】

○地域コミュニティに必要な燃料供給維持のためサービスステーションの経営基盤強化等

【福祉拠点の整備】

○縦割りを排除し、地域交流、地域支え合いの拠点として、多世代交流・多機能型福祉拠点を整備



【地域コミュニティの活性化】

○文化・芸術、スポーツ活動、学習活動の推進等による地域コミュニティの維持・活性化

【ICTの利活用・環境整備の推進】

○ICTの利活用・環境整備の推進による地域サービス水準の維持・向上

SS過疎地対策協議会の当面の取組

実態把握・相談窓口の設置

○主に自治体等を念頭にSS過疎地問題に関する相談窓口を資源エネルギー庁に設置。相談内容に応じ、石油元売各社、業界団体等に展開するとともに、ワンストップで適切な支援等をコーディネート

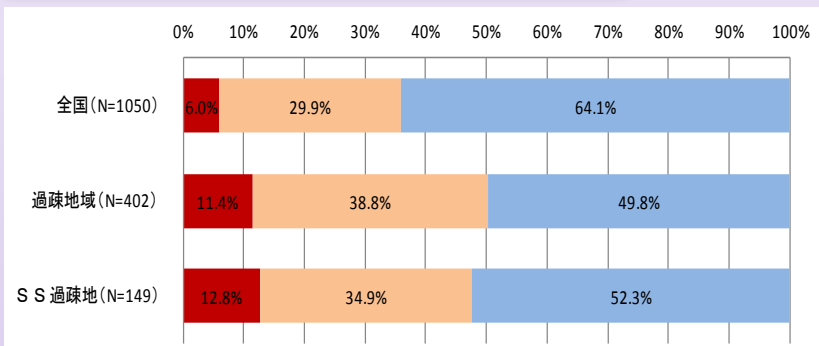
○SS過疎地又は近い将来SS過疎問題に直面することが見込まれる自治体に対して個別の実態調査（住民ニーズ、行政ニーズ、市場環境）を行う

説明会・セミナー等の広報・普及

○主に自治体向けにSS過疎問題の現状、課題、関連支援措置等に関する説明会、セミナー、シンポジウム等を行うことにより、地域におけるSS過疎対策の取組を促進

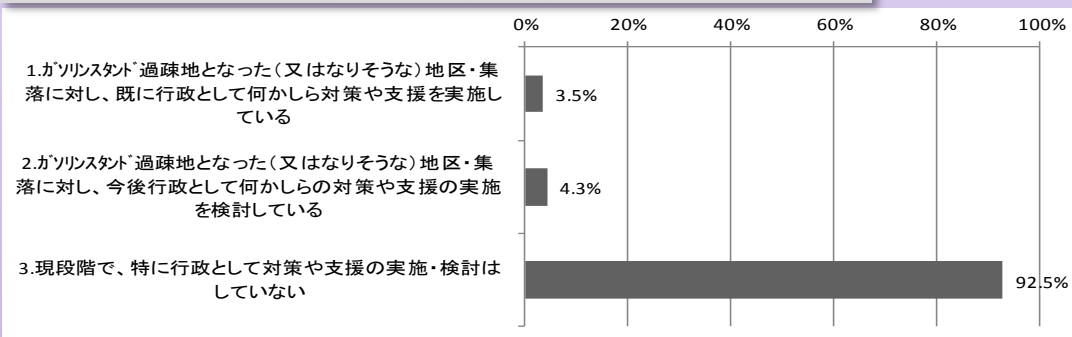
【参考：自治体におけるSS過疎問題についての意識調査結果（平成26年）】

市町村におけるSS過疎問題の捉え方・認識



- 1.既に当地域において問題となっている(問題となっている地区・集落がある)
- 2.今後当地域でも懸念される問題として捉えている(問題となりそうな地区・集落がある)
- 3.特に当地域では問題として捉えていない(問題になることはない)

市町村におけるSS過疎問題の対策・支援の実施検討状況(N=375)



地域における取組支援

○石油元売各社におけるSS過疎地の系列への経営指導、営業ノウハウ等の経営サポートを継続、強化するとともに、自治体等の関与を前提として、地域に合った燃料供給スキームの検討・構築のための実証事業の支援を通じ、有効な供給システム事例を積み重ねる

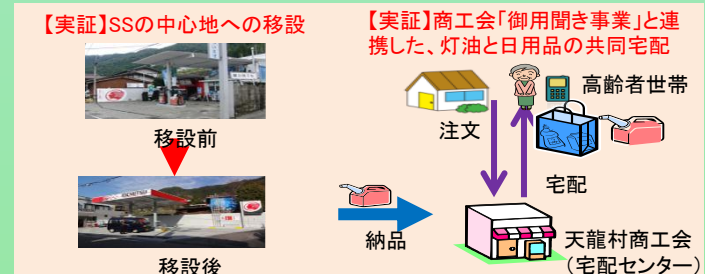
【過去の取組例（平成24年度燃料供給不安地域対策実証事業）】

天龍村エネルギー供給拠点整備事業 【長野県下伊那郡天龍村】

事業参加者：(有)綿治硝子店、天龍村商工会等

- SSを村内の中心地に移設することで、利用者の利便性の向上を図る。
→村長自ら地域の燃料の安定供給に危機感を持ち、SSの存続を事業者に働きかけ。また事業者が中心地への移設を検討していることを踏まえ、移設先の地権者と直接交渉したり、SSの営業継続について村が広報することなどにより、村民の積極的な利用に繋がりがり売りがりが増加。
- 買物弱者対策のために商工会が実施している「御用聞き事業（商品の宅配サービス）」と連携して、灯油と日用品を共同配送。
→地元商業者から構成される商工会と連携することで、自治体に加えて地域住民とも協力関係を構築し、町ぐるみでの支援体制を確立。

自治体：
村長をトップに地域コミュニティの維持のため総合的な地域政策の一環として積極的に関与
商工会：
宅配サービス（御用聞き事業）、利用方法等検証
事業者：
燃料需給動向分析、灯油供給、給油所整備



新技術等に関する検討会の設置

○石油連盟に、石油元売各社、機器メーカー、全石連、消防庁、消防本部、資源エネルギー庁等をメンバーとして新技術や運営オペレーションと関連法令等との関係を整理・検討する場を設置する

（メンバー）

- ・石油連盟（設置主体）
- ・出光興産株式会社
- ・EMGマーケティング合同会社
- ・キグナス石油株式会社
- ・コスモ石油株式会社
- ・JX日鉱日石エネルギー株式会社
- ・昭和シェル石油株式会社
- ・太陽石油株式会社
- ・全国農業協同組合連合会
- ・株式会社タツノ
- ・トキコテクノ株式会社
- ・株式会社富永製作所
- ・玉田工業株式会社
- ・日本タンク装備株式会社
- ・全国石油商業組合連合会
- ・消防庁
- ・東京消防庁
- ・川崎市消防局
- ・資源エネルギー庁

【新技術等の例】

○過疎地を念頭に置いた駆け付け給油※の検討に係る新技術等の検討

- ・ 情報伝達手段における防爆対策等に係る検討
- ・ 給油設備の施錠・解錠システム等のセキュリティ対策に係る検討 等

※ 危険物取扱者である従業員が給油取扱所に隣接する店舗等に常駐しており、給油客の呼出しに応じて駆け付けて給油する新たな方式を想定している。

○その他